

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

甲良町長 寺本 純二

市町村名 (市町村コード)	甲良町 (25442)
地域名 (地域内農業集落名)	法養寺 ( 法養寺 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 8年 3月 26日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

- ・認定農業者等が引き受ける意向のある経営体((農)サンファーム法養寺、中山凌輔、(農)在士和rk21、澤農園)が確保されている。
- ・地域の活性化を図るため、新たな作物(ぶどう)の導入を図る経営体(中山凌輔)が存在する。
- ・(農)サンファーム法養寺の役員、組合員の高齢化が進んでいる。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・稲麦大豆を主要作物としつつ、ブロックローテーションを基本に生産性の高い農業を進める。
- ・併せて新規作物ぶどうを導入し、新たな地域の特産にしていく。
- ・(農)サンファーム法養寺、中山凌輔に、農地の集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.14 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.14 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として法養寺における農業振興地域内農用地の水田(青地の水田)を法養寺地域計画のエリアとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行うなかで、農地の集積・集約化の取組を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
目標地図に基づいた農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②環境保全型農業直接支払交付金  
環境こだわり農業の取組を継続する。
- ③ドローンの導入により防除や追肥作業の省力化を図る。
- ⑤地域内で生産される新規品目のブドウの規模拡大、発展させる取り組みを行う。
- ⑦世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業  
世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に取り組む、農道や水路等を共同活動により保全する。